

中央市に在住する30歳未満の人を対象に、

# 奨学金返還を 支援します

4月3日から  
申請受付開始



**令** 和5年4月から、奨学金を返還している  
市内在住の若者の就労初期における経済  
的負担の軽減と地元への定住を促進するため、奨

学金返還費用の一部を助成する制度「**中央市奨学  
金返還支援事業助成金**」を開始します。

## 1.助成対象の奨学金

- ・日本学生支援機構の第一種および第二種奨学金
- ・その他市長が認める貸与型奨学金

## 2.助成対象者

助成金の交付を受けることができるのは、次のす  
べてに該当する人です。

- ・中央市に住民登録され、かつ居住していること
- ・申請時に30歳未満であること
- ・大学等(※)の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業  
後、その返還をしていること
- ・就業(正規雇用または事業主)していること
- ・市税などや奨学金の返還を滞納していないこと
- ・奨学金返還に係るほかの助成金などを受けてい  
ないこと
- ・暴力団員と関係がないこと

### ※「大学等」とは

学校教育法(昭和22年法律第26号)に定  
める大学、大学院、専門職大学、短期大学、  
高等専門学校、専修学校(専門課程または  
高等課程に限る)、高等学校、中等教育学校  
(後期課程に限る)および特別支援学校(高  
等部に限る)

## 3.助成金額

助成金額は「1年間に返還した奨学金の額(上限  
20万円)」です。

※繰上償還による奨学金返還額と、返還利子相当額  
は、助成金額の算定には含みません。

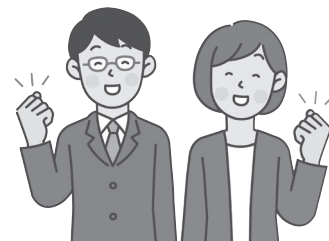
## 4.助成期間

助成を受けることができる期間は、助成対象者認  
定を受けた日の属する年度から起算して、最長5年  
です。

## 5.助成対象者認定の申請方法

助成金の交付を受けるには、助成対象者認定を受  
ける必要があります。

助成対象者認定の  
申請方法や受け付け  
期間など、詳細は市  
ホームページでご確  
認ください。



詳細はコチラ →

市ホームページ  
二次元コード

